



私たちが未来を変える
～安心社会に向けて～



れんごう島根

No.136

2020.12.3

日本労働組合総連合会
島根県連合会（連合島根）

〒690-0007 松江市御手船場町557-7（労働会館内）
TEL (0852) 21-8105 / FAX (0852) 23-4105
E-mail : info@shimane.jtuc-rengo.jp
ホームページ http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/shimane
発行人／成相 善朗

連合島根第59回地方委員会を開催

11月6日（金）労働会館において、第59回地方委員会を開催しました。冒頭成相会長より「新型コロナウイルス感染症の終息も期待しながら、その都度の状況で判断せざるを得ないが、現段階では通常の活動を基本に労働運動を進めていく」と挨拶があり、その後、来賓の連合本部安永貴夫副事務局長から挨拶を受けました。議事においては、一般経過報告を行ったのち、第1～7号議案を提起し、向こう1年間の2021年度活動計画他を全員一致で承認確立しました。最後に成相会長の音頭で団結ガンバローを三唱し地方委員会を終了しました。

●委員会の議事内容（詳細は、HPをご覧ください）

2020年度一般活動経過報告、
決算報告、会計監査報告

第1号議案

2021年度連合島根活動計画（案）

第2号議案

2020年度一般会計収支剰余金処分（案）

第3号議案

特別会計の一部改廃について

第4号議案

2021年度一般会計及び特別会計予算（案）

第5号議案

2020春季生活闘争まとめ（案）

第6号議案

第49回衆議院議員選挙取り組み方針（案）

第7号議案

連合島根「第3次男女平等参画推進計画」プラス（案）



成相会長



司会：乗本副会長



来賓：安永副事務局長



議長：森脇裕裕地方委員（JAM）



土屋悠志会計監査



団結ガンバロー三唱

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催 ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

11月25日（水）大田市の島根県立男女共同参画センターあすてらす大ホールにおいて、過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。今年のシンポジウムは「過労死を無くすために」をスローガンに、大阪弁護士会所属・弁護士法人ライフパートナー法律事務所の生越照幸弁護士から「職場のパワーハラスメントについて」と題し基調講演を頂きました。続いて過労死等防止の観点から、体験者側、経営者側から事例報告がなされ、労働者側として連合島根の青木副事務局長が連合における取り組み報告等を行ったのち、最後に景山事務局長からまとめを行いました。



まとめを行う景山事務局長



取り組み報告を行う青木副事務局長

フードバンクしまね「あったか元気便」に米を寄贈

連合島根は11月25日（水）、フードバンクしまね「あったか元気便」に対して米360kgの寄贈を行いました。今回の米の寄贈にあたっては、アジア・アフリカ支援米運動において収穫した米の一部を連合島根の社会貢献活動の一環として行ったものです。今後、寄贈した米は、フードバンクしまね「あったか元気便」に寄せられたその他の食品とともに、さまざまな事情で生活に困っておられる子どものいるご家庭に届けられることとなっています。なお、来年度以降の米の活用については、その年の収穫量や社会情勢を勘案しながら毎年決定していくこととしています。

成相会長からフードバンクしまね「あったか元気便」須田事務局長に玄米を寄贈



ワークルール検定2020・秋(初級)を58名が受検

11月23日（月・祝）に労働会館を会場に、ワークルール検定2020・秋（初級）が開催され58名が受検しました。検定を通じて働くうえでの基本的なルールと権利を習得することで、労働条件の向上につなげるとともに、職場での無用なトラブルを避けることが出来ます。合格者は、12月15日（火）10:00（予定）にワークルール検定公式ホームページ（<http://workrule-kentei.jp>）で発表され、2021年1月上旬に合格証が送付されます。



島根県最低賃金のお知らせ

島根県最低賃金時間額 792円
（引上額2円 効力発生日：令和2年10月1日）

産業別最低賃金

産 業	時間額	引上額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	922円	8円	令和2年11月13日
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	898円	4円	令和2年11月27日
自動車・同附属品製造業	887円	8円	令和2年12月5日
電子部品・デバイス・電子回路	825円	3円	令和2年11月21日
自動車新車（小売）	872円	7円	令和2年11月29日
百貨店、総合スーパー	令和2年10月1日から「島根県最低賃金792円」が適用されます。		

- 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
 - 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
 - 精勤手当・皆勤手当
 - 通勤手当
 - 家族手当